

人種差別撤廃委員会 締約国と会合

2018/12/7

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会は締約国との第6回非公式会合を行い、①人権条約機関制度の2020年見直し、②委員会の勧告の実施、③人種主義の新たな発生・過激主義の再発が討議された。①について担当委員は、国連総会決議68/268は長期的な問題(例えば、条約機関の法的権限、委員会の作業の滞留、締約国が抱える報告の負担、条約機関制度の発展のための資金の不足)への対応を避けていると述べた。②について担当委員は、締約国は委員会の最終見解を普及させ、少数言語に翻訳し、フォローアップ過程に市民社会を参加させ、委員会や他国と成功例を共有すべきであると述べた。③について担当委員は、同じ集団に対する人種主義が続いており、かつての植民地で行われた差別の再発がみられることに警告を発した。日本政府代表は、条約機関の強化は人権促進のために重要であり、条約機関制度は勧告を簡潔にし、人権に真の影響をもつ勧告を作成すべきだと述べた。